

装備品等の安定的な製造等の確保のための 事業計画の認定を受けることで、 必要な経費が国から支払われる制度のご紹介

~ 防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置を、 より多くのサプライヤーの方にご理解いただくために ~

令和7年5月版

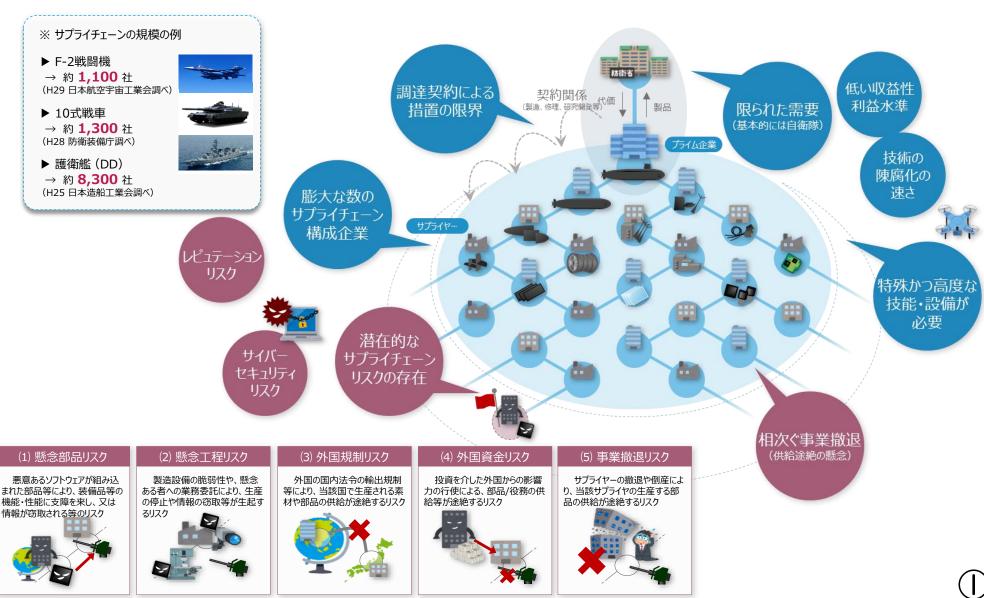
防衛装備庁

装備政策課 防衛生産基盤強化法室



防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのもの

■ 防衛生産・技術基盤の維持・強化がますます重要になっています。



防衛生産基盤強化法が令和5年10月1日に施行されました。



基盤強化の措置(イメージ)

防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の基盤の維持・強化について、 その重要性が一層増していることを明確化。
- ▶ 基盤の強化に関する基本方針を防衛大臣が定め、公表。

2 サプライチェーン調査

- 国が調査を実施し、サプライチェーンリスクを直接把握。
- ▶ 調査に対する事業者の回答については、努力義務。
- → 調査結果を基盤強化の措置に活用。



移転対象となり得る防空レーダー

基盤強化の措置

- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、 (サプライヤ企業に対しても)直接的に経費を支払。
- → サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



- ① 供給網強靱化
- ② 製造工程効率化
- ③ サイバーセキュリティ強化
- ④ 事業承継等

(3-② 参考) 製造工程の効率化 上:従来の手作業による製造工程

4 装備移転円滑化措置

▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の仕様・性能等を 国の求めにより変更する場合に、必要な費用を助成。



指定支援法人(基金)

認定事業者

5 資金の貸付け

▶ 株式会社日本政策金融公庫により、 装備品の製造等に必要な資金の貸付けを配慮。



6 製造施設等の国による保有

- ▶ 他の措置を講じてもなお他に手段がないとき、 国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託。
- → 装備品等の製造等や適確な調達を確保。



- 装備品等契約の秘密保全
- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、 契約上の守秘義務から法律上の守秘義務へ。







上:空軍 United States Air Force Plant4

基盤強化の措置として、事業者が装備品等の安定的な製造等の確保のための事業計画の認定 を防衛大臣から受けることで、必要な経費が国から支払われる制度が開始されました。

それは、どのような制度なのでしょうか?

- 令和5年10月1日に新たに施行された防衛生産基盤強化法に基づき
- 装備品等の安定的な製造等の確保のための取組(4類型)に対し
- その事業計画(装備品安定製造等確保計画)を防衛大臣が認定した場合

必要な経費を事業者さまに国が直接お支払いする†制度です。

- † 防衛装備庁と事業者さまの間で別途契約を締結する必要があります。
- 認定を受けることができる企業は、防衛大臣が指定する「指定装備品等」の製造等を行うプライム企業又はそのサプライヤーである必要があります。
- 指定装備品等はこのパンフレットに後掲の募集要項で確認することができます。なお、このパンフレットでは、ご説明をよりわかりやすくするため、 単に「装備品等」と記述しています。



ホカニ・オラン & ニホンニ・キミシカ

絶滅危惧種のオランウータンとニホンカモシカ。 サプライチェーンリスクが顕在化している我が国の防衛生産・技術基盤 を担うかけがえのない事業者を認定・支援する事業を担当している。



どのような取組が対象となるのでしょうか?

- 装備品等の安定的な製造等の確保のための取組として、 以下の4類型の取組が対象になります。
- サプライヤーであっても、事業計画の認定を受けることができます。

(防衛省と直接の契約関係にある、いわゆる「プライム企業」でなくても認定が受けられます。)

事業承継等

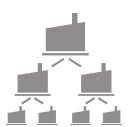
こんな取組を実施する計画はありませんか?

製造工程効率化

供給網強靱化

具体例

- ▶原材料等の国産化
- ▶原材料等の備蓄
- ▶代替素材、部品等の研究開発





具体例

- ▶最新設備等の導入
- ▶ 人工知能 (AI) による検査工程自動化
- ▶ 積層造形機 (3Dプリンタ) 等の導入



サイバーセキュリティ強化†

- † 原価計算方式を採用する企業として、防衛省が経費率(いわゆるレート)を算定・設定している企業は対象外です。
- † 防衛省が求めるサイバーセキュリティ基準 に適合するものに限ります。

具体例

- ▶脆弱性調查
- ▶情報システム上の強化(多要素認証等)
- ▶ 社内人材育成
- ▶ 物理的対策の強化(監視カメラ等)



具体例

- ▶製造施設等の整備
- ▶ 製造等に必要なライセンスの取得
- ▶ 人材育成(技術・ノウハウの習得)



民間向けと併用する場合にも 設備等の取得はできますか?

民間向け(民需)と併用する設備等の取得であっても事業計画の認定を 受けることができます。

その場合、例えば、防衛向け(防需)60%:民需40%の使用割合見込みとなる場合、国からは60%分が支払われることとなります。

防需60%

設備等 使用割合 購入費 見込み

(例えば)



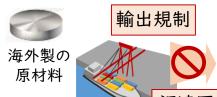


例えば、取組には次のようなものがあります。

※いずれも取組の一例であり、実際に認定されるか否かは、個別の事業計画の審査によります。

①供給網強靱化

毎外から調達している原 材料を国産化するなどし、 海外からの調達リスクに 対応



国から支払を受ける経費の例: 製造拠点の整備関連経費 (製造中止となる見込みの部品A から、安定した調達が見込める 部品Bへの変更のための調査研究・研究開発を含みます。)

② 製造工程効率化

● 老朽化した旧式の工作 機械による生産から、最 新の工作機械による生 産へと更新することにより、 生産性を向上



旧式の工作機械



更新



最新の工作機械

国から支払を受ける経費の例: 製造設備等の整備関連経費 (据付工事費等を含みます。 また、3Dプリンター、AI等の導入 に向けた調査研究・研究開発を 含みます。)

③ サイバーセキュリティ強化

- 防衛省が定める基準「防衛産業サイバーセキュリティ基準」に適合するための取組
- † 原価計算方式を採用する企業として、防衛省が経費率(いわゆるレート) を算定・設定している企業は対象外です。
- † 防衛省が求めるサイバーセキュリティ基準に適合するものに限ります。

脆弱性調査から だけでもスタート できます!



国から支払を受ける経費の例: 左記取組の実施に必要な経費 (脆弱性調査や人材育成のための 費用を含みます。)

④ 事業承継等

↑撤退予定企業に代わって、防衛事業を承継する企業や、新規に事業を開始する企業が負担する経費への対応



承継・ 新規事業

撤退予定企業



承継先企業

- 製造施設等の整備
- ・製造等に必要なライセンスの取得
- 人材育成(技術・ノウ ハウの習得)等

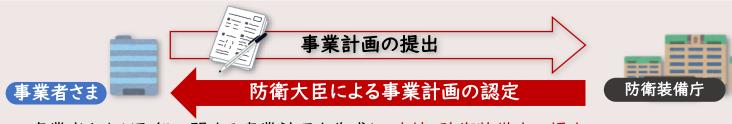
国から支払を受ける経費の例: 左記取組の実施に必要な経費 (承継又は新たに取得した製造設 備等の据付工事費等を含みます。)

新規事業開始企業



どのような手続が必要になるのでしょうか?

- まずは、事業計画を防衛装備庁に提出し、防衛大臣の認定を受ける必要があります。
- 事業計画の認定後、防衛装備庁と事業者さまの間で「特定取組契約」を締結します。
- 防衛生産基盤強化法による基盤強化措置は、「補助金」ではありません。事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、 事業者さまが自ら事業計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。
- 事業計画の 提出・認定



● 事業者さまが取組に関する事業計画を作成し、直接、防衛装備庁に提出。

全 特定取組契約 の締結・ 必要な経費 の支払い



- 特定取組の実施により事業者さまが設備等を取得。
- 取得した設備等を用いて製造した部品(役務の提供を含む)が組み込まれた装備品等が自衛 隊に納入された後、当該契約の定めに従い、必要な経費を支払い。

供給網強靱化や製造工程効率化に係る特定取組の実現可能性調査、サイバーセキュリティ強化に係る特定取組のための脆弱性調査においては、事業者さまから防衛装備庁への「特定取組調査研究等成果報告書」の提出をもって、「特定取組契約」の履行が完了したものとします(必要な経費の支払いに、装備品等の納入を必要としません)。

(6)

事業計画はどうやって作成すればよいのでしょうか?

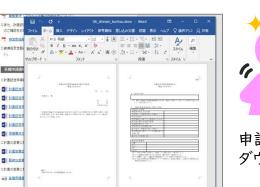
- 防衛装備庁のホームページから募集要項をダウンロードすることができます。
- 事業計画の申請書のくわしい書き方は、募集要項でご案内しています。
- まずは、防衛装備庁のホームページへのアクセスをお待ちしています!













申請書の様式をダウンロードできます。

これまでに申請いただきました実績を踏まえ、募集要項や様式記載例を順次更新しています。 一度ご覧になられた方も、是非、再度ホームページをご確認ください。

事業計画の申請書はどこに提出すればよいのでしょうか?

- 申請書は、防衛装備庁の「事前相談窓口」で受付けています。
- 全ての書類が揃い、誤った記載などの不備がないことを確認したものについて、

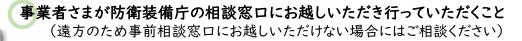
毎月20日締めで提出の受付を行いますので、

申請書の提出の前に必ず事前のご相談 をお願いします。

事前のご相談がありません場合、書類の不備等による手戻りが 発生し、かえって認定までに時間がかかってしまうことになります。 必ず事前のご相談をお願いします。

申請書の作成・提出の流れ

事業者さまに行っていただくこと



事前相談窓口

防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 特定取組総合受付(君シカオラン総合受付)

特定取組の類型ごとに 担当者を割り振っており ますので、お電話の際に は、まずはじめに、どの類 型(右記①~④)で申請 をご検討であるかを受付 にお伝えください。

- () 供給網強靱化
- ② 製造工程効率化
- ′③ サイバーセキュリティ強化
- ④ 事業承継等
- 電子メール:kibankyoukahou@ext.atla.mod.go.jp 電子メールでご相談の場合には
 - 件名:申請をご検討の類型(例「製造工程効率化」)
 - 本文:ご相談内容、貴社名、ご担当者名、ご連絡先 を必ずご記入ください。

- 事業計画を 構想
- 2 申請書を 作成
- 防衛装備庁へ 事前相談
- 申請書を修正 ・資料の追加
- 防衛装備庁へ 申請書を提出











審査の過程で 申請書の修正や





では、実際に事業計画の申請書を作ってみましょう!



†基本方針:

装備品等の開発及び生産のための基盤に関する基本的な方針

そうだ!! 君シカオラン

左のQRコードでアクセス又は

君シカオラン で検索!

申請書の 作成 申請書の様式をダウンロードし、 「製造工程効率化」であれば、

事業計画は、防衛生産基盤強化法やこれに基づいて防衛大臣が定める基本方針

† に即して、装備品等の安定的な製造等を確保できる内容のもののみ認定されます。 申請いただいた全ての事業計画が認定されるわけではありませんので、 申請書では以下の点にご留意いただき、事業計画をしっかりとPRください!

- 装備品等(又はこれを構成する部品)として製造上の特殊性 (民生品よりも1ケタ高い加工精度が求められるなど)をご説
- 現状をよりわかりやすくするため、なるべく多くの写真を載せ てご説明ください。設備等が老朽化しているものは、その様子 がわかる写真をお願いします。
- 取得する設備等は、事業規模に合ったものをお選びください (専ら事業拡大のための設備投資はご遠慮ください)。
- ■「年間○時間の短縮になる」、「年間○円の整備費がいらなく なる」など、効率化の効果を具体的にお示しください。
- 様式に示された「添付書類」を添付ください。追加資料をお 願いしました場合には、ご対応をお願いします(申請書のご 提出後にも追加資料をお願いする場合があります)。
- 必要な資金の見積りの際は、相見積りをお忘れなく お願いします。

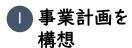
(9)

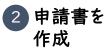
「君シカオラン サポートデスク」が 中小企業の皆さまの事業計画の申請を支援します!

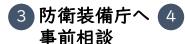
■ 中小企業さまにおかれまして、次のようなお悩みはありませんか?

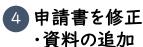
君シカオラン with サポートデスク

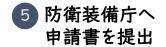
- ✓ 自社の計画が認定の対象となるかわからない
- ✓ 申請書の書き方がわからない
- ✓ 手続が難しそう・・・
- こういったお悩みを解決するため、中小企業さま向けサポートデスクを開設しました。 ご相談にお答えし、事業計画の申請を支援します。















専門スタッフが、

行う申請書作成

をサポートします。

事業者さまが





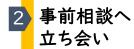




② 窓口による ご相談



事業者さまの 計画申請に関する ご相談を お受けします。 C 申請書作成のサポート







専門スタッフが、 事業者さまが行う 防衛装備庁への 事前相談に立ち会います。



専門スタッフが、申請書の提出から 認定に至るまでの間に 事業者さまが行う防衛装備庁への フィードバックをサポートします。

実際に計画を申請されることとなった場合

君シカオランサポートデスクは、防衛装備庁の委託を受け、 デロイトトーマツスペース&セキュリティ合同会社が運営しています。

【ご参考】 君シカオラン サポートデスク所在地

委託先:デロイトトーマツスペース&セキュリティ合同会社

●専用サポートダイヤル: <u>050-3149-1607</u>

●メールアドレス: <u>shin-kimishikaoran@tohmatsu.co.jp</u>

サポートデスクは 随時開設予定です。 また、予約必須です。 ぜひご予約ください!

東京



名古屋



大阪



住所 東京都千代田区丸の内3-2-3

住所 愛知県名古屋市中村区名駅 | - | - |

住所 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1

広島



住所 広島県広島市中区八丁堀3-33

福岡



住所 福岡県福岡市中央区天神1-4-2

いつでも気軽にご相談ください! 一緒に計画申請書を 書きあげましょう!



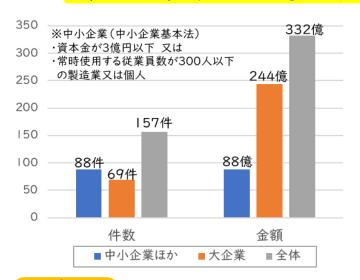
専用ダイヤル受付時間:平日 9:00~17:00

- 君シカオランサポートデスクは、デロイトトーマツスペース&セキュリティ合同会社が防衛装備庁から委託を受けて運営しています。
- 君シカオランサポートデスクは、中小企業に該当する事業者さま(サイバーセキュリティ強化に関する計画については大企業に該当する事業者さまを含みます。)に、防衛 生産基盤強化法に基づく基盤強化措置への計画の申請を円滑に行っていただくことを目的として開設しているものであり、サポートデスクのご利用によって必ず認定を 受けることができるものではありません。
- サポートをお受けいただける事業者さまの数には上限がありますので、できるだけ早いうちでのご利用を推奨いたします。
- 君シカオランサポートデスクの利用規約については、委託先であるデロイトトーマツスペース&セキュリティ合同会社の規約によります。



これまでにどのような計画が認定されたのでしょうか?(1/3)

■ 令和5年10月に防衛生産基盤強化法が施行されてから、令和7年3月末までに 計157件、約332億円分の装備品安定製造等確保計画が認定されています。



! ポイント

- ✓ 昨今の製造現場では、工員の人手不足が顕在化 しており、また、近い将来に熟練工の大幅な減少 が見込まれていると言われています。
- ✓ これらのリスクに備えるものとして、
 - 大企業さまにおかれては、AI·DX等の先進技 術の導入によって生産性の向上を目指す計画
 - 中小企業さまにおかれましては、最新の設備を 導入し、複数の工程を集約化することで省人 化を目指す計画 など

の実施が重要ではないかと考えられます。

✓ 昨今では、中小企業さまからの計画申請が増え ています。

大企業における事例①

最新鋭ファイバーレーザ鋼板切断機導入による鋼板切断工程の省人化・効率化

自動切断後に熟練工による仕上げや、プレスによる曲げ矯正と熟練工の作業を伴う複数の工程が必要。



①プラズマレーザ切断





装備品安定製造等確保計画

③切断後の曲げ矯正

ファイバーレーザ切断

● 鋼板切断工程の完全自動化をすることで、熟練工が必須の作業



切断部品の効率的な配置することで、人手による付随作業を削減 し、リードタイムが短縮されます。

を省略されます。

溶接工程へのAI技術を活用した自動制御技術の導入による省人化・効率化



現況

複数の熟練溶接工が カメラで確認





AI技術を活用した溶接自動技術

大企業における事例③

試験工程を効率化するための最 新の防需向け専用の電波暗室内 の設備の整備



- 画像認識・深層学習を活用した 溶接自動制御技術を導入するこ とで、高品質の溶接作業の自動 化が図られます。
- 作業に必要となる熟練溶接工を 大幅に省人化することで、将来 工員が減少した場合にも備える 体制が図られます。
- 試験効率の良い最新設備の導入 と、設備を防需向け専用とすること で創出される試験可能時間により、 今後の装備品等の増産にも対応 が可能となります。

※ 写真は、これまでに装備品安定製造等確保計画の申請をされた事業者さまから提供いただいたものです。

これまでにどのような計画が認定されたのでしょうか?(2/3)

中小企業における事例①

戦闘車両用エンジン燃料噴射ポンプの製造工程への最新マシニングセンタ、 コンピュータ制御複合研削盤の導入による工程の集約化・省人化

戦闘車両用エンジン燃料噴射 ポンプ(高出カエンジンに使 用するため民生エンジンより 高精度の加工が求められる)



老朽化した加工機械

中小企業における事例②

現況

(写真はイメージ)



②マシニング加工



③円筒研削



4)内面研削



⑥手仕上げ



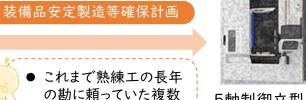
⑤端面研削

- ✓ 工作機械の老朽化
- ✓ 熟練工の長年の勘に頼った作業
- ✓ 工程ごとに工作機械が異なるため、 段取り時間が膨大

の切削・研削工程が、最

新の2台の工作機械に

集約されます。



5軸制御立型 マシニングセンタ



CNC立型 複合研削盤

件数	都道府県	
10件以上	東京(19)、神奈川(12)	
6件~9件	兵庫(7)、岐阜(6)	
2件~5件	愛知(5)、大阪(4)、栃木(4)、茨城(3)、 広島(3)、埼玉(3)、長崎(3)、岡山(2)、 京都(2)、山梨(2)、石川(2)	

令和7年3月末までに認定された「中小企業ほか88件」の 工場等所在地別の件数(2件以上の都府県のみ記載)

➡ 全国各地のサプライヤーさまが計画の認定を

受けられています。



計画の認定を受けられた事業者さま には、「君シカオランステッカー」を お贈りしています。

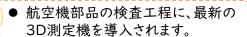
による効率化



同社が製造する航空機用部 品を検査する様子(現行の もの。航空機用部品として高 い加工精度が求められる)

航空機部品製造工程の検査業務への3D画像測定機導入

装備品安定製造等確保計画



● 測定結果を直接にデジタル管理で きるほか、Windows上で操作でこ とで専門職人による測定プログラ ミング工程を省くことができます。



3D測定機



(取得した設備等に貼付ください!)

これまでにどのような計画が認定されたのでしょうか?(3/3)

供給網強靱化

- ・輸入部材や生産が停止される部品の代替品の選定のための調査研究
- ・輸入部品の自製のための調査研究
- ・原材料となる希少金属の備蓄

サイバーセキュリティ強化

- ・自社のサイバーセキュリティ上の弱点を明らかにする脆弱性調査
- ・脆弱性調査の結果に基づく、入退室管理装置・監視カメラ・静脈認証装置の導入
- ・防衛セキュリティゲートウェイ端末の導入

事業承継等

- ・航空機部品の製造から撤退する企業からの当該製造事業の承継(設備を導入)
- ・車両の製造工程から撤退する企業からの当該製造事業の承継(建屋の建設、クレーン等の導入)

皆さまからの事業計画の提出をお待ちしています!



[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問)①

このコーナーでは、 君シカオランセミナーを通じて 皆さまから寄せられましたご質問を 「よくあるご質問」として取りまとめ、 ご紹介いたします。



.制度全般について



QI-I 装備品安定製造等確保計画 の認定を受けることで国から支払わ れる経費は、「補助金」ですか?

Q1-2 補助率は何パーセントですか?



AI-I「補助金」ではありません。

事業者さまが装備品安定製造等確保計画の認定を受けられました後に、事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、事業者さまが自ら計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。



AI-2 本制度でお支払いする経費は補助金ではありませんため、「補助率」という概念もありません。

事業者さまが認定を受けられた装備品安定製造等確保計画において必要な経費として認められた金額を、事業者さまと防衛装備庁の間で締結する「特定取組契約」に基づいてお支払いすることになります。



ホカニ・オラン & ニホンニ・キミシカ

絶滅危惧種のオランウータンとニホンカモシカ。 サプライチェーンリスクが顕在化している 我が国の防衛生産・技術基盤を担うかけがえのない 事業者を認定・支援する事業を担当している。 なお、装備品安定製造等 確保計画に基づく特定取 組によって取得する設備等 を防衛向け(防需)と民間 向け(民需)で共用する場 合には、必要な経費として 認められた金額のうち、防 需割合分だけをお支払い します。



防衛向け専用で設備を取得する場合



民間向けと共用する設備を取得する場合

[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問)②

Q1-3 取得した設備等を防衛 向け(防需)と民間向け(民 需)で共用する場合、設備等を どれだけ民需で使用したかを 報告する義務がありますか?

AI-3 特定取組契約によって取得された設備等を、防衛向け(防需)と民間向け(民需)で共用される場合、特定取組契約の履行が完了した年度の末日の翌日から5年の間について、設備等を防衛向け、民間向けのそれぞれで使用した実績をご報告いただくことになります。

また、ご報告いただいた実績によっては、お支払いした経費の一部を返納いただくことになります。



2. 装備品安定製造等確保計画の認定について

Q2-I-I うちは汎用品しか 作ってないんだけれども、装備 品安定製造等確保計画の認 定は受けられるかな?

Q2-I-2 うちが作った汎用品 を自衛隊でも使ってくれてるん だけど、装備品安定製造等確保 計画の認定は受けられるかな?

Q2-2 装備品安定製造等確保 計画を提出すれば、必ず認定 は受けられるのかな? A2-I 汎用品で装備品安定製造等確保計画の認定を受けることはできません。

また、自衛隊が使用しているものであっても、汎用品の場合には、認定を受けることができません。

装備品安定製造等確保計画の認定を受けられるのは、「指定装備品等」に指定されている装備品等として、自衛隊が専ら使用するもの(部品、構成品を含みますが、これらの部品、構成品についても自衛隊専用である必要があります。)に限られます。



A2-2 装備品安定製造等確保計画は、防衛生産基盤強化法やこれに基づいて防衛大臣が定める基本方針に即して、装備品等の安定的な製造等を確保できる内容のもののみが認定されます。

このため、申請いただいた全ての計画が認定されるわけではありませんので、申請書では事業者さまの計画のポイントをしっかりとPRください。また、計画を審査する過程で、追加資料のご提出や申請書の修正をお願いすることがありますので、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

✓ 1件でも多く 認定したいと 思いますので、 ご理解のほど いお願いします。

[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問)③

Q2-3-2 担当者 から追加資料の 提出を求められ たけど、これまで の補助金の求む られたことはないけどなー A2-3 防衛生産基盤強化法による基盤強化措置は「補助金」ではなく、事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、事業者さまが自ら事業計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。

「補助金」と「契約」にはいろいろな違いがありますが、「補助金」が国の政策目標(目指すべき姿)に適合した事業者さまの取組を支援する目的で、一律に「補助率〇%」といった形で経費の一部が支払われるものが多いのに対して、「契約」として経費をお支払いする場合には、国は契約の当事者として、お支払いする金額に見合った反対給付(モノやサービスの提供)を事業者さまから受ける必要があるところに大きな違いがあります。

また、多くの「補助金」で行われているような、一定期間、応募者を募り、寄せられた応募者の計画を審査基準に照らして採点し、点数の上位者の計画を採択するといった制度でもありません。

このため、事業者さまから申請いただきました装備品安定製造等確保計画の審査においては、計画の内容が、 装備品等の安定的な製造等を確保できるものとして、防衛省・自衛隊にとってメリットのあるものであるかを丁寧 に確認を行っています。

審査の過程で追加資料のご提出や申請書の修正をお願いすることがございますが、これは、申請いただきました計画を I 件でも多く認定させていただきたいという思いからのものですので、ご協力とご理解のほど、ぜひよろしくお願いいたします(担当者への応援お願いします!)。

Q2-4-1 装備品安定製造等確保 計画には、取得しようとする設備 等の相見積を添付しないといけな いと聞いたんですけど・・・

Q2-4-2 うちはずーっと●▲社の 工作機械を使ってるよ。今から他 社の工作機械に乗り換えるとなる と、一から操作方法を勉強しなく ちゃいけないから、他社製品の相 見積を取るなんてムリ!? A2-4 公共調達においては、一般競争入札により、なるべく有利な(安価な)条件での調達を行うことを基本としています。特定取組契約では、装備品安定製造等確保計画の認定を受けられた事業者さまと随意契約を行いますが、公共調達における、なるべく有利な(安価な)条件で調達するとの考え方に変わりはなく、装備品安定製造等確保計画の申請においては、取得設備等の相見積の提出をお願いしています。

相見積は、①同じ製品について違う販売会社から購入するもの ②同等の製品について違う会社製品を購入するもの のいずれでも結構です。

なお、どうしても相見積が取れない場合には、「理由書」を書面でご提出いただきますとともに、添付する見積として、値引額又は商議経緯の記載のある見積のご提出をお願いします。

どっちが お得かな…?

見積書

見積書

[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問)④



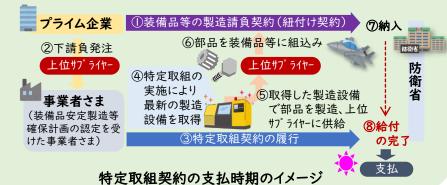
3. 国からの経費の支払について

- Q3-I-I 装備品安定製造等確保計画の認定を受けたけど、国からの経費の支払はいつ行われるんですか?
- Q3-1-2 補助金だと設備が納入された時点で支払を受けるんですけど、特定取組契約はそれよりも遅い時期になるって聞きましたが…?
 - A3-I 防衛生産基盤強化法による基盤強化措置は「補助金」ではなく、事業者さまが防衛装備庁と「特定取組契約」を締結いただき、

事業者さまが自ら事業計画に基づく「特定取組」を実施いただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。

このため、国は契約の当事者として、金額に見合った反対給付 (モノやサービスの提供)を事業者さまから受けた時点をもって、 経費をお支払いする必要があります。

例えば、製造工程効率化に関する特定取組の場合、事業者さまが取得した設備によって製造した部品がプライム企業において装備品等に組み込まれ、プライム企業がその装備品等を防衛省に納入したことが確認できた時点でお支払いを行います。



Q3-2-1 特定取組の完了から、紐付け契約の納期までにしばらく期間があるんですけど、もう少し早く支払いを受けられないですか?

Q3-2-2 前金払を受けることはできますか?

A3-2 特定取組の完了(例えば、「製造工程効率化」に係る特定 取組の場合、特定取組によって新たに取得した設備等において 部品を製造し、上位サプライヤーへの供給を開始した時点)から、 紐付け契約の納期までの間に、代金の一部を「前金払」として支 払いを受けることができる場合があります。

前金払は、予算の範囲内で可能となる措置ですので、前金払 を希望される場合には、装備品安定製造等確保計画の認定を 受けられる時点で、担当者とご相談ください(各年度での支払計 画を含めて認定していますので、認定後に前金払に切り替えるこ とはできません)。



[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問)⑤

【参考】特定取組契約における前金払のイメージ 下記のパターンで前金払を受ける場合、中小企業さまであっても前金払の担保提供の免除が受けられます。

(細部は、「装備品安定製造等確保計画に係る特定取組の実施における前払金に関する特約条項」によります。)

	いつ	どうやって(※)	前金払のイメージ(代表的な例)	
① 供給網強靱化	上位サプライヤーに部 品・構成品を供給した 時点以降	納品書の写しを防衛装備 庁に提出する	① 供給網強靱化 プ ① 組付け契約 ②下請負発注 ② の供給 第 省	② 製造工程効率化 プ (①紐付け契約)
② 製造工程効率化	取得した設備等を活用し、紐付け契約のため、上位サプライヤーに部品・構成品を供給(役務を提供)した時点以降	上位サプライヤーに対する 納品書・役務完了書の写し を防衛装備庁に提出する	事 ·備蓄)	②下請負発注 上 ②下請負発注 上 の供給 (役務の提供) 事 → 「5納品書(写) の提出
③ サイバーセキュリ ティ強化	確保された情報セキュ リティ環境において、紐 付け契約に係る「保護	新たな情報セキュリティ環境において紐付け契約に係る「保護すべき情報」を取扱うことの誓約書を防衛装備庁に提出する	②下請負発注 (保護すべき 情報 情報セキュリティ 環境の整備 情報」の取扱 事 ⑤誓約書 の提出	④ 事業承継等プ ①紐付け契約②下請負発注 ④上位サプライヤーによる体制の
④ 事業承継等	上位サプライヤーに部	上位サプライヤーが、事業者の部品・構成品の供給体制(役務の提供体制)が整ったことを確認した書面の写しを防衛装備庁に提出する	凡例 プ:プライム企業 上:(事業者さまの) 上位サプライヤー 事:事業者さま	事 ⑤ 体制が整備 されたことの ▲ 確認書 前金払 3 事業承継等

|※ 前金払は、予算の範囲内で可能となる措置ですので、<mark>前金払を希望される場合には、装備品安定製造等確保計画の認定を受けられる時点で、担当者とご相談ください</mark>(各 | 年度での支払計画を含めて認定していますので、認定後に前金払に切り替えることはできません)。

[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問)⑥

Q3-3 特定取組の経費内訳に、自社の利益は計上できないって聞いたんですけど…?

A3-3 特定取組の経費内訳に計画申請を行う事業者さまの利益相当額を含めることは、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則(令和5年防衛省令第14号)様式第1から第4により、認められていません(特定取組は、事業者さまが自ら計画に基づく取組を実施いただくものであり、その取組を行う中で事業者さま自身が利益を得ることは適当でないためです)。



4. 設備等の取得について

Q4-I 特定取組契約によって取得した設備等の所有権は、誰が有するんですか?

A4-I 特定取組契約によって取得した設備等の所有権は、装備品安定製造等確保計画の認定を受けた事業者さまに帰属することになります。

ただし、事業者さまには、特定取組契約における給付の完了後も、装備品等の安定的な製造等を継続いただけることを条件として、装備品安定製造等確保計画を認定していますので、将来にわたって装備品等の製造等に活用する見込みがなくなり、第三者へ譲渡したり、処分したりする場合には必ず事前に防衛装備庁にご相談ください。



Q4-2 設備等を取得するための資金繰りのために、リースを使ってもいいですか?

A4-2 特定取組によって取得する設備等を、リースを使って用意する装備品安定製造等確保計画は、認定の対象となり得ます。

一方で、事業者さまには、特定取組契約の履行後も、 装備品等の安定的な製造等を継続いただけることを条件として、装備品安定製造等確保計画を認定しています ので、特定取組契約における給付の完了までに、事業者 さまに所有権が移転するファイナンス・リースである必要 があります。



[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問)⑦



5. 供給網強靱化に関する特定取組について

Q5-I 装備移転のため、「供給網強靱化」の特定取組でラインを増設し、海外への供給を安定化させたいのですが・・・?

Q5-2 海外サプライヤーから 購入している部品が製造終 了になる、いわゆる「ラスト・ バイ」の報せを受けました。

「供給網強靱化」に係る特定取組として、今後5年間の部品を防衛省でまとめ買いしてもらえませんか?

Q5-3 A国からの輸入に依存している原材料の供給が 途絶しそうになっています。

B国やC国から輸入できる 別の原材料に切り替えたい と思っていますが、新しい原 材料が装備品等に適合す るかどうかわからない中で、 初期投資をしてこれらの原 材料を採用するのはリスク が大き過ぎます。

防衛生産基盤強化法に基 づく基盤強化措置でなんと かならないでしょうか? A5-I 防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置は、あくまで自衛隊の装備品等の安定的な製造等を確保するためのものです。このため、専ら海外移転を目的としたライン増設のためにこの制度を利用することはできません。

A5-2 防衛生産基盤強化法に基づく基盤強化措置は、事業者さまが装備品安定製造等確保計画の認定を受け、事業者さま自らが計画に基づく「特定取組」を実施していただくことで、必要な経費を国からお支払いする制度です。このため、「防衛省がまとめ買いをする」といった、国側が主体となって取組を行う内容の計画は、この制度の対象外となります。

一方で、「ラスト・バイ」等による将来の部品の供給拒絶 リスクに備えるため、事業者さま自らが部品を「備蓄」して おく取組については、認定の対象となり得ます。

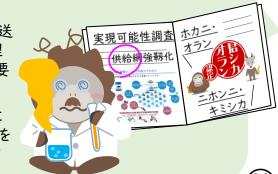
この場合、部品を取得する費用のほか、備蓄しておくための経費(合理的な見積のあるものに限ります)についても、必要な経費に含み得るものとなります。

よく食べる お客さんだな… 今のうちに おかわりを 作っておくかな?

A5-3 装備品等の製造等に供給途絶リスクのある原材料を別の原材料に切り替えたり、少量で足りるようにするための技術の導入したりするための「実現可能性」に係る調査研究を、供給網強靱化に関する特定取組として実施することが可能です。

この場合、新しい原材料を購入する費用だけでなく、外国からの輸送費、装備品等に適合するか確認するための試験費などの経費(合理的な見積のあるものに限ります)についても、調査研究を行う上で必要な経費として含み得るものとなります。

なお、この調査研究で得られた技術上の成果や、調査研究のために 取得した設備、装置等については、防衛省が事業者さま(事業者さまを サプライヤーとする別の事業者さまを含む)と締結する契約を通じ、防 衛省が無償で使用する権利を約束していただくことが条件となります。



[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問) ⑧



6. 製造工程効率化に関する特定取組について

Q6-I 設備が老朽化したので 更新したいんですけど。

Q6-2 プライム企業から、部品の増産発注が来てるんだけど、製造設備を増設することはできるかな?

A6-I 単なる設備の老朽化のための更新は、装備品安定製造等確保計画の認定の対象にはなりません。 設備の更新によって製造工程が効率化される必要があります。

A6-2 増産対応のために同じ製造設備を取得する計画 など、供給網強靱化や製造工程効率化を伴わない、増産 対応のみのための設備導入を行う装備品安定製造等確 保計画は認定の対象外となります。

一方で、最新設備を導入することで製造工程が効率化され、新たに創出される製造可能時間により、今後の増 産に対応する計画については、認定の対象となり得ます。



これまでに認定された計画の例 (試験工程を効率化した最新の 防需向け専用の電波暗室の整備)

総務部・

営業部

試験効率の良い最新 設備の導入と、設備を 防需向け専用とするこ とで創出される試験可 能時間により、今後の 装備品等の増産にも対 応が可能となります。

Q6-3 建屋がだいぶ古くなってきたんだけ ども、更新できるかな?

Q6-4-1 特定取組で取得する設備を設置するために必要になる基礎工事や水道工事・電気工事等の経費は、認定の対象になるのかな?

Q6-4-2 製造工程効率化の ための製造部門のデジタル 化に合わせ、将来の事業拡 大も考えて、総務部や営業部 も一緒にデジタル化した方が 効率的なんですが、認定の 対象になりますか? A6-3 建屋の更新は、「製造工程効率化」や「事業承継等」に不可欠なものであるといった、 防衛生産基盤強化法の要件に適合するものでなければ、認定の対象にはなりません。

A6-4「製造工程効率化」の取組で取得する 設備を設置するために、必要と認められる基 礎工事や水道工事・電気工事等の付帯工事 のための経費は、認定の対象となり得ます。

ただし、あくまで、「製造工程効率化」のために しよう! 不可欠であると認められる範囲のものに限られ、 将来の事業拡大等を見越した工事は認定の対象となりません(どうしても、事業拡大等と合わせて基礎工事等を行う方が経費面で効率的であるといった場合には、「製造工程効率化」のために必要不可欠な工事であると認められる範囲だけを、全体経費から按 (「製分してお支払いする等の措置がとられます)。 に

この際だから、総務部・営業部も デジタル化

製造部

製造部門をデジタル化

全体経費の うち、製造部門 の応分割合を お支払い

これまでに認定された計画の例 (「製造工程効率化」として行う製造部門のデジタル化 に合わせ、総務部・営業部もデジタル化した例)

[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問) ⑨

Q6-5「製造工程効率化」の取組には、修理工程の効率化も含まれますか?

Q6-6「製造工程効率化」の取 組には、検査工程の効率化も含 まれますか?

Q6-7 3Dプリンター を使って部品を作る ことで製造工程を効率化したいんだけど、3Dプリンターで作った部品がちゃんと使えるか事前に調査する必要があります。

このような事前調査 も特定取組の対象と なりますか?

A6-5 含まれます!

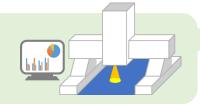
これまでに認定を受けられた事業者さまの中にも、修理工程を効率化する計画について、複数の事業者さまが認定を受けられています。

(防衛生産基盤強化法において、「指定装備品等の製造等(製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供をいう。)を効率化するために必要な設備等を導入すること」という要件となっております。)



A6-6 もちろん、含まれます!

これまでに認定を受けられた事業者さまの中にも、三次元測定機の導入による測定結果のデジタル化など、検査工程を効率化する計画について、複数の事業者さまが認定を受けられています。



A6-7 3DプリンターやAIなどの先端技術を製造工程に導入する場合、いきなり設備を購入して部品を作ったとしても、装備品等にうまく適合しないかもしれないといった問題があるかもしれません。

そういった場合に、3DプリンターやAI技術を使用した部品が装備品等に適合するかを確認するための「実現可能性」に係る調査研究を、製造工程効率化に関する特定取組として実施していただくことが可能です。

この調査研究のために3Dプリンターを購入し、調査の結果、装備品等に適合しないことが判明した場合、 その3Dプリンターは無駄になってしまいますので、調査研究では装置をレンタルいただくか、装置の製造会社 のお試し製造をご利用いただくことをお願いします。

また、装備品安定製造等確保計画を申請いただく事業者さまがサプライヤーの場合、3Dプリンターで製造した部品が装備品等に適合するかどうか、プライム企業や上位サプライヤーに確認の協力をいただく必要がありますので、これらのプライム企業さまや上位サプライヤーさまと共同で計画を申請されることをお願いしています。



[付録] オランとキミシカのお便りコーナー(よくあるご質問) ⑩



7. サイバーセキュリティ強化に関する特定取組について

Q7-I-I 「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たした情報セキュリティ環境を整えると言われても、うちの情報システムのどこをどう整備したらいいのかわからないよ。

Q7-1-2「防衛産業サイ バーセキュリティ基準」を 満たす情報セキュリティ環 境の整備計画を立てる前 に、脆弱性調査だけでも できないかな? A7-I 防衛省が定める「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たす情報セキュリテイ環境の整備計画を立てる前に、脆弱性調査のみを実施する特定取組を行うことができます。

また、脆弱性調査の結果を踏まえ、専門家に相談し、「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たす情報セキュリティ環境の整備計画を立てる特定取組を実施するなど、基準を満たす情報セキュリティ環境を段階的に整備していくことも可能です。

「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を満たす情報セキュリティ環境を整備するため、事業者さまの既存の情報セキュリティ環境に追加的に情報システムや設備等を導入することも可能です。





8. 事業承継等に関する特定取組について

Q8-I A社さんはこれまで●▲戦 闘機の部品を■×重工さんに納 めていたんだけど、今度、事業撤 退することになったので、うちが 事業を承継することになりました。

この事業承継を特定取組として 実施したいんだけど、装備品安定 製造等確保計画の申請には、

■×重工さんとの共同申請が必要って聞いたんだけど・・・?

A8-I 装備品等の安定的な製造等を継続していくためには、A社さまからの事業承継後も、事業承継を受けた事業者さまの製造する部品等が装備品等の一部として、供給され続ける必要があります。

このため、事業承継後も、プライム企業さま(事業者さまからプライム企業さまに部品等を供給する途中にサプライヤーさまが介在する場合には、事業者さまの上位サプライヤーさま)に事業承継を受けた事業者さまが製造する部品等が採用されることを確実にするため、プライム企業さまや上位サプライヤーさまと共同で装備品安定製造等確保計画の申請を行っていただくことをお願いしています。



※ このコーナーでは、皆さまから寄せられたご質問にわかりやすくお答えするため、代表的な例についてご説明しています。事業者さまから申請された計画が認定されるか否かについては、個別案件での審査によります。

更にご質問がある場合は、君シカオラン総合受付(防衛装備庁装備政策課)までお問い合わせください。電子メール:kibankyoukahou@ext.atla.mod.go.jp 特定取組の類型ごとに担当者が異なりますので、メールでご連絡をいただく際はどの類型に関するご質問かをご記載ください。